

議案第79号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

小松島市長 中山俊雄

収入印紙

5,000 円

訴 状

令和 4 年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 田淵 恭子

同 北村 俊弘

同 西村 晃一

同 富士 綾香

同 藍沢 隆史

同 森 博史

同 近藤 圭祐

同 中村 健人

(送達場所)

〒773 - 8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 中山 俊雄

電話 0885(32)2123

FAX 0885(33)3253

〒770-

徳島県徳島市

被告 A

連帯債務履行請求事件

訴訟物の価額 金410,302円

貼用印紙額 金5,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、410,302円及びこれに対する平成25年6月15日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 被告は、訴外合資会社B（以下「訴外会社」という）の無限責任社員である（甲1）。
- 2 訴外会社は、原告に対して、金410,302円及びこれに対する平成25年6月15日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払債務（以下「本件債務」という）を負っている（甲2）。
- 3 訴外会社には財産がなく、訴外会社の財産をもって本件債務を完済することはできない（甲3）。

また、原告による訴外会社の財産に対する強制執行によっては、本件債務全額の弁済には至らなかった（甲2）。

- 4 よって、原告は、被告に対し、会社法第580条第1項第1号又は第2号に基づき、請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

第3 関連事実

- 1 原告は、平成21年8月7日、訴外会社に対し、介護保険法第22条第3項（平成20年法律第42号による改正前のもの）に基づき、介護報酬の返還等を求め、訴外会社はその一部を返還したものの、残額の返還がなされなかったことから、当該残額の返還を求めて訴えを提起し、当該訴訟については、甲第2号証主文記載の内容の支払いを命じる判決が確定し、平成25年4月10日、同債務名義に対し執行文が付与された（甲2）。
- 2 原告は、訴外会社の有する債権を差押え、平成25年6月14日、金259万8230円を受領し、上記債務名義に基づく遅延損害金326,934円及び元金の一部である2,271,296円に充当し、これによって原告の訴外会社に対する債権額は元金の残額である410,302円となった（甲2）。
- 3 訴外会社は、上記経緯中の平成22年8月31日、指定居宅サービス事業者の指定を取消され（甲4）、また、平成22年10月31日、指定介護予防サービ

ス事業を廃止した（甲5）。

- 4 原告は、被告に対し、これまで複数回にわたり文書をもって本訴状請求の趣旨記載の金員の支払いを求め、直近では、弁済方法や期間に関する被告からの相談に応じるべく、令和4年5月18日に生活状況等申告書の様式を提供したが、被告からは現在に至るまで何らの連絡もない（甲6）。

以上

証 拠 方 法

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 甲第1号証 | 履歴事項全部証明書 |
| 2 甲第2号証 | 債務名義・執行文・付記 |
| 3 甲第3-1～3-4号証 | 全部事項証明書（土地・建物） |
| 4 甲第4号証 | 指定居宅サービス事業者の指定取消し通知 |
| 5 甲第5号証 | 指定介護予防サービス事業の廃止通知 |
| 6 甲第6-1～6-4号証 | 督促状等 |

付 属 書 類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証（写し） | 各2通 |
| 3 証拠説明書（正本・副本） | 2通 |
| 4 代理人指定書 | 1通 |